

☆3月20日に開かれた理事会、班長会の内容です。(順不同)

### ◎2022年度定期総会は6議案で書面表決、4月3日に集計予定です

4月3日(日)に2022年度定期総会は新型コロナ変異株の感染防止などの観点から昨年度に引き続き書面表決で行うことになりました。総会に諮る議案は①自治会および公園愛護会21年度事業、収支報告②自治会および公園愛護会の22年度事業計画案、予算案③理事、監事選出案④自治会館21年度事業、収支報告⑤自治会館22年度事業計画案、予算案⑥自治会会計細則の一部改定——の6議案です。すでに各会員宅に配付されていると思います。

ご存じの通り、当自治会は認可地縁法人で議決権は世帯単位ではなく各個人にあります。したがって表決書には個人名を記してもらうことになっています。4月3日に書面表決書を回収し、その日のうちに監事立ち会いのもとで集計する予定です。

### ◎自治会会計の繰越金とは別に残金の存在を会計監査で指摘。次期会計で繰り入れ予定

3月12日(日)に2021年度の自治会会計の監査がありました。今年度は銀行残高証明書を取得したところ、自治会会計で記載された繰越金のほかに別の口座に621,634円の残金があることが判明し、監事から指摘を受けました。この口座は2017年の会館修理で横浜市の補助金の入金用に市の指導で開設したものです。自治会が用意した資金と補助金を合わせた中から会館の修理費を支払った後に資金がそのまま残っていたわけですが、監事からは収支報告書等にその旨を別途記載するよう勧告を受け、その通り修正しました。この残金は次期の自治会会計で繰り入れる予定にしています。

### ◎役員、班長、委嘱委員の名簿を各戸配布いたします。「個人情報取扱ルール」は回覧に

当自治会は2022年度の会員世帯名簿の作成を中止しました。しかし、22年度の役員や委嘱委員の多くが交代します。そのほかにも世帯名簿の中で会計細則の改正など会員に改めてお知らせする必要がある情報もあり、印刷物として周知することにします。

具体的には理事・委嘱委員、班長名簿、自治会会計細則および自治会館運営規則の改定部分は各戸配布します。それぞれの名簿については個人情報なので取り扱いに注意してください。自治会会則、自治会会計細則、自治会館運営規則は、改定部分以外については変更がありませんので21年度世帯名簿をそのまま使ってください。また、個人情報取扱ルールは改定をしますが、会員に改めて周知するために印刷物を回覧いたします。

### ◎建築協定運営委員の一人が交代します。

会員の中から委員になってもらっています建築協定委員二人のうち船山氏が今年度限りで辞任し、後任に今年度まで青少年指導員を務めていた高坂氏が就任します。以上